令和５年度「淀川河川公園西中島地区 有料BBQ連絡協議会」設置要領

１．設置の目的

淀川河川公園西中島地区有料BBQ指定エリアにおける事業を通して、エリア並びに周辺のゴミ等による環境悪化を防止し利用者への安全の確保とサ－ビスの向上を図るため、各課題の解決に向けて情報交換を行うと共に環境等改善施策への協力を行うことを目的とする。

２．連絡会の構成員

淀川河川公園西中島地区 有料BBQエリアでの事業実績があり、別途、応募要領に基づく用件を満足すると共に本会の目的を理解の上、賛同した事業者の中から、企画提案書の内容を評価の上、優良な上位10社程度を上限とし事務局が選定し構成員と認めるものとする。

〇事務局・・・事務局は淀川河川公園管理センター（一般財団法人 公園財団）守口サービスセンターにおく。

３．応募要領

　　別紙の通り

４．連絡協議会の構成員の責務

　　１）新型コロナウイルス感染対策の徹底に努める。

２）日常の業務を通してエリア周辺の環境改善に協力する。

・周辺のゴミ清掃

・ゴミ分別協力

　　　　・迷惑行為等の注意喚起

　　　　・利用者指導

　　３）公園利用者に対するサ－ビス向上や賑わい創出活動へ協力する。

・BBQ教室

・西中島地区、十三野草地区への賑わい創出協力、イベント等の提案及び開催

・その他必要なイベントに協力する

　　４）運営にあたり、準備段階での設置及び運営中・運営後の撤去作業（緊急対応含む※夜間あり）について管理センターからの指示を受けて協力する。

　　５）事務局との営業契約（売上額の１０％支払）を締結、設置要領や４．1)～3）による記載活動へ協力する。

　　６）その他

　　　　・期間を通じてコンスタントに利用者サービスが提供出来るように運営を行う

５．活動実施期間・時間

１）令和5年4月21日（金）～令和5年11月30日（木）

２）利用時間　・9時00分～16時30分（4～5月／9月～11月）

　　　　　　　　　・9時00分～18時30分（6月～8月）

　　　　　　　　　※器材設置は駐車場開門時間からとし別途協議する。

６．連絡協議会活動エリア：淀川河川公園 西中島地区（BBQ指定エリア、並びに周辺地区）

７．連絡協議会構成員の運用規定

　　①利用にあたっては、「４．連絡協議会の構成員の責務」を全うすること。特に清掃活動や利用者指導等の日常業務を怠らないこと。

②利用にあたっては、淀川河川公園の「バーベキュー開催における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」に準拠する。ガイドラインは適宜更新を行う。

③利用にあたっては、事前に受けた利用者の予約データをバーベキュー予約システム

に登録を行うこととする。

④事務局より指定された箇所に駐車するものとする。

⑤一般利用者に配慮した活動とする。

⑥BBQ資材・食材等の搬入出は公園利用者に影響が出ないように実施する。

　　⑦利用にあたっては、その日の利用人数、テント基数、売上金額などの必要書類を受付所に提出する。

　　⑧キャンセルなどで利用者が来ない場合は速やかに設置物及び資材等を撤去する。

⑨一般利用者への利用に大きな影響があると判断される場合は各事業者へエリア縮小

の要請を行う場合がある。

⑩駐車場開門前又は利用者が不在の場合での場所取りは原則禁止とする。

⑪駐車場開門前又は利用者が不在の場合での場所取りを発見した場合は撤去するもの

とする。

⑫公園敷地内へは、材料・資材を届けるのみとし、敷地内での営業行為は禁止する。

　　⑬公園敷地を営業活動に使用することも禁止とする。

　　⑭駐車場敷地内の占用的利用は禁止とする。所定の場所で積み降ろしを行い、搬入出の

完了後は速やかに車両を公園外に退出させること。

⑮設置物及び資材等については、終了後に速やかに撤去および清掃を行い、原状回復す

ること。

⑯上記の項目に従っていただけない場合は、今後西中島地区の出入りを禁止する。